

審査要領

「日中韓芸術祭2019」における公演実施業務にかかる事業者の審査、評価及び選定を行うため選定委員会を置く。本事業の選定は選定委員会によって決定するものとし、各委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 選定委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 選定委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁文化経済・国際課に文書で申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で選定委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 選定委員が所属している機関から申請があった場合
- ③ 選定委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 選定委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を選定委員自身が受けている場合
- ⑤ 選定委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を選定委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 選定委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該選定委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文化庁は選定委員会に当該選定委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該選定委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 選定委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに選定委員の中から委員長を選任し、当該選定委員の審査の可否について決定しなければならない。また、選定委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

- 4 選定委員は、前項により選定委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不正な働きかけ)

- 第3 選定委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文化庁文化経済・国際課に報告しなければならない。
- 2 文化庁は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するために「日中韓芸術祭2019」における公演実施業務企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、書類選考を実施し、必要に応じて面接選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、評価基準に基づき点数化したものがその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

予算規模の範囲内において、評価点が最も高いものを採択案件に決定する。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、選定委員会の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一を採択案件に決定する。

ただし、評価点（全審査員の得点合計の平均）が60点を下回る場合は採択しない。なお、選定委員会は非公開とする。

IV 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

[評価基準]

評価項目1①②、2①②

15点・・・特に優れている	6点・・・やや劣っている
12点・・・優れている	3点・・・劣っている
9点・・・普通	

評価項目1③、2③④⑤

10点・・・特に優れている	4点・・・やや劣っている
8点・・・優れている	2点・・・劣っている
6点・・・普通	

[評価項目]

1 事業実施主体に関する評価

- ① 海外における音楽公演等の企画、プロデュース等に関する豊富な経験(実績)とネットワークを有し、事務処理能力に優れていること。
- ② 関係機関やディレクター、アーティスト等と緊密な連携体制が取れること。
- ③ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業の企画、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 事業の趣旨にふさわしい出演者及び演目等が提案されていること。
- ④ 事業実施後も、中韓との持続的な交流促進が期待されること。
- ⑤ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等または内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

※「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍促進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点

・行動計画策定済（女性活躍促進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限り（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.7点

- ・プラチナくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1点

○上記に該当する認定等を有しない場合＝0点